

2022年3月1日

お客さま各位

70歳以上のお客さまのキャッシュカード一部利用制限について (特殊詐欺・振り込め詐欺被害拡大防止策)

長野県労働金庫

昨今の金融犯罪として、警察官や金融機関職員等の公的機関や親族になりすまし、お客さまのキャッシュカードを言葉巧みにだまし取り、ATMで現金を引き出す「キャッシュカード手交(手渡すこと)型詐欺」や、お客さまをATMに誘導してご預金を振込ませる「還付金詐欺」等が急増しております。

このような被害を最小限にとどめるための緊急対応として、長野県内金融機関および長野県警察本部が、相互に連携して進める「特殊詐欺撲滅のための共同宣言」(以下「共同宣言」といいます。)を確認しました。共同宣言では、年齢や利用状況等により、「ATMからの現金支払制限」を実施し、お客さまの預金をお守りすることとしています。

つきましては、キャッシュカードによるATMでのお取引について、以下のとおり、一部のお客さまのご利用を制限させていただきます。対象となるお客さまにはご不便をおかけしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1. ATMによるお支払いの一部利用制限

お支払制限開始日	2022年4月1日(金)
対象となるお客さま	過去 <u>2年以上</u> 、キャッシュカードによる <u>現金支払をされていない70歳以上のお客さま</u> ※
対応内容	当金庫キャッシュカードによる <u>現金でのお支払は1日あたり30万円まで</u> とさせていただきます。

※ 2024年4月1日より、対象となるお客さまを「過去2年以上キャッシュカードによる現金30万円以上のお支払いをされていない70歳以上のお客さま」に変更いたします。

2. ATMによるお振込の一部利用制限(実施済)

お振込制限開始日	2018年11月26日(月)
対象となるお客さま	過去 <u>2年以上</u> 、キャッシュカードによる <u>お振込をされていない70歳以上のお客さま</u>
対応内容	当金庫キャッシュカードによるATMでの <u>お振込</u> を制限しております。

3. その他

(1) 対象のお客さまの窓口でのお支払い等について

窓口でのお支払いやお振込み、キャッシュカードによるお預入れについての制限はございません。

(2) キャッシュカード利用制限の解除を希望される場合

利用制限の対象となるお客さまのうち、キャッシュカードによるお支払い限度額の引き上げやお振込みを希望される場合は、キャッシュカード(または通帳)、お届出印、ご本人様を確認できる資料(運転免許証、健康保険証、個人番号カード(マイナンバーカード)等)をご持参のうえ、平日の営業時間内に当金庫の店舗窓口にお申し出ください。

(3) 70歳未満のお客さまのお取引の制限について

70歳未満のお客さまにつきましては、70歳に到達された時点で上記の各制限が適用されます。

4. お問い合わせ先

その他、ご不明な点がございましたら、当金庫の本支店にお問い合わせください。

以上